

参考文献

- 阿部正浩(1999), 「少子化社会における労働市場－女性の結婚と労働力供給の視点からー」『季刊・社会保障研究』 Vol134 No. 4 :pp361-373
- 岩澤美帆(2003)「第6章妻の就業と出生力」『第12回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）第I報告書わが国夫婦の結婚過程と出生力』調査研究報告資料第18号, 国立社会保障・人口問題研究所
- 大沢真知子(1993)『経済変化と女子労働』 日本経済評論社
- 大沢真知子(1999)「仕事と家庭の調和のための就業支援－日本の雇用慣行の変化の中でー」『季刊・社会保障研究』 34(4):385-391
- 大沢真知子(2002)「少子高齢化社会と女性労働」『都市問題研究』 54(3): 3-16. 都市問題研究会
- 加藤彰彦(2001)「未婚化・社会階層・経済成長」『家族社会学研究』13(1): 47-60
- 川口 章(2001)「夫婦間分業：経済合理性による説明とその限界」『追手門経済論集』 36(1/2)
- 権丈英子(2001)「離職コストが第1子出産タイミングに与える影響」『季刊家計経済研究』
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2003)『男女間の賃金格差の解消に向けて－男女間の賃金格差問題に関する研究会報告』国立印刷局
- 国立社会保障・人口問題研究所編(1998a)『第11回出生動向基本調査 第I報告書日本人の結婚と出産』 厚生統計協会
- 国立社会保障・人口問題研究所編(1998b)『第11回出生動向基本調査 第II報告書 独身青年層の結婚観と子ども観』厚生統計協会
- 神代和(2004)「パートタイム労働者への年金権の拡大」『季刊 労働法』 205 2004. 夏季 総合労働研究所
- 小島宏(1995)「結婚、出産、育児および就業」『女性のライフサイクルと就業行動』 大淵寛編
- 滋野由起子(2003)「子育て支援策と労働市場」『選択の時代の社会保障』 国立社会保障・人口問題研究所編 東京大学出版会
- 滋野由起子・大日康史(1997)「女性の結婚選択と就業選択に関する一考察」『季刊家計経済研究』 36:61-71
- 滋野由起子・大日康史(1998),「育児休業制度の女性の結婚と就業継続への影響」『日本労働研究雑誌』 No. 495
- 新谷由里子(1998)「結婚・出産期の女性の就業とその既定要因－1980年代以降の出生行動の変化との関連よりー」『人口問題研究』 54-4
- 駿河輝和 (1995)「日本の出生率低下の経済分析」『大阪市立大学 経済研究』 40(2)
- 駿河輝和・張建華(2003)「育児休業制度が女性の出産と継続就業に与える影響について：パネルデータによる計量分析」『季刊家計経済研究』 59:

56-63 家計経済研究所

- 駿河輝和・西本真弓(2001)「再就業に関する実証分析」『季刊家計経済研究』50:
- 56-62. 家計経済研究所
- 仙田幸子(2002)「既婚女性の就業継続と育児資源の関係－職種と出生コードホートを手がかりとして－」『人口問題研究』 58-2
- 仙田幸子・樋口美雄(2000)「妻の職種別にみた子どもを持つことの経済的コストの違い」『人口問題研究』 56-4
- 高山憲之他(2000)「結婚・育児の経済コストと出生率－少子化の経済学的要因に関する一考察－」『人口問題研究』 56-4
- 田中重人(1996), 「職業構造と女性の労働市場定着性：結婚・出産退職傾向のコードホート分析」『ソシオロジ』 126: 69-85, 132.
- 津谷典子(2003)「イベント・ヒストリー分析」『人口大事典』日本人口学会 編
培風館 :pp428-431
- 富田安信・脇坂明(1999)「女性の結婚・出産とその就業選択」『大阪府立大学
経済研究』 45 号-1
- 永瀬伸子(1997)「パートの賃金はなぜ低いか?諸制度の足かせ」『国際化の進展と
労働市場』雇用促進事業団 (財)統計研究会
- 永瀬伸子(1999)「少子化の要因：就業環境か価値観の変化か－既婚者の就業選
択と出産時期の選択－」『人口問題研究』 55-2
- 永瀬伸子(2002)「若年層の雇用の非正規化と結婚行動」『人口問題研究』 58-2
- 樋口美雄(1995)「『専業主婦』保護政策の経済的帰結」, 八田達夫・八代尚宏編
『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社
- 樋口美雄(2000)「パネルデータによる女性の結婚・出産・就業の動学分析」岡
田章・神谷和也・黒田昌裕・伴金美編『現代経済学の潮流 2000』東洋
経済新報社, pp. 109-148
- 樋口美雄(2001)「男女雇用機会均等法改正の経済学的背景」『雇用政策の経済分
析』猪木武徳・大竹文雄編 東京大学出版会
- 樋口・阿部(1999)「経済変動と女性の結婚・出産・就業のタイミング」『パネルデ
ータから見た現代女性・結婚・出産・就業・消費・貯蓄』(樋口美雄・岩田
正美編著)、東洋経済新報社
- 樋口美雄・阿部正浩・Waldfogel, J. (1997)「日米英における育児休業・出産
休業と女性就業」『人口問題研究』 53(4):49-66
- 平尾桂子(1999)「女性の初期キャリア形成期における労働市場への定着性－学
歴と家族イベントをめぐって－」『日本労働研究雑誌』第 471 号 29-41
- 藤野敦子(2002)「家計における出生行動と妻の就業行動－夫の家事育児参加と
妻の価値観の影響－」『人口学研究』 31 号
- 藤野敦子(2002)「子供のいる既婚女性の就業選択：夫の働き方、性別役割意識
が及ぼす影響」『季刊家計経済研究』 56: 48-55. 家計経済研究所
- 松浦克己・滋野由起子(1995)「日本の年齢階層別出産選択と既婚女性の就業行
動」『季刊・社会保障研究』 31(2)

- 丸山桂(2001)「女性労働者の活用と出産時の就業継続の要因分析」『人口問題研究』57(2): 3-18
- 森田陽子・金子能宏(1998)「育児休業制度の普及と女性雇用者の勤続年数」『日本労働研究雑誌』459:50-62
- 八代尚宏(1997)『日本の雇用慣行の経済学』日本経済評論社
- 山口一男(2001-02)「イベントヒストリー分析(1)-(15)」,『統計』52(9)-53(6)
- 山田昌弘(1999)『パラサイトシングルの時代』ちくま新書
- 富田安信・脇坂明 [1999]「女性の結婚・出産とその就業選択」『大阪府立大学経済研究』45号-1
- Blossfeld, H-P. (1995), "Changes in Process of Family Formation and Women's Growing Economic Independence: A comparison of Nine Countries." H-P Blossfeld eds. *The New Role of Women: Family Formation in Modern Societies.* :Westview Press:pp.3-32
- Blossfeld, H-P. eds. (1995) *The New Role of Women: Family Formation in Modern Societies.* :Westview Press
- Esping - Andersen,Gosta(1999)*Social Foundations of Postindustrial Economies* :Oxford Univ Pr on Demand 『ポスト工業経済の社会的基礎—市場・福祉国家・家族の政治経済学』渡辺 雅男・渡辺 景子 訳 桜井書店 2000年
- Tsuya,Noriko O. and Karen. O. Mason. (1995), "Changing Gender Roles and Below- Replacement Fertility in Japan," K.O.Mason and A. Jensen eds., *Gender and Family Change in Industrialized Countries*, Clarendon Press :pp.139-167
- Raymo, James M. (2003), "Educational Attainment and the Transition to First Marriage among Japanese Women" *Demography* Feb 2003:pp.83-103

「年金制度における少子化対策」要約と結論

神代和俊

「社会保障における次世代支援」は、「年金制度における次世代支援措置」と「児童手当の充実」を二本柱としている。前者に関しては、これまで育児休業期間中の保険料免除および標準報酬の補償措置が講じられてきた。本章では、年金制度においてこれまで実施されてきたもの以外に有効な施策として何が考えられるかを、諸外国（とくにフランス）との比較において検討する。

筆者の基本的な考え方は、①パートタイム労働者への年金権の拡大によって年金制度の支え手を増やす、②育児・介護を契機とするパートタイム就労など「パーシャル・キャリア」に対する補償措置を拡大する、③若年未就学・未就業者（ニート）に対して国民年金免除措置の適用を促進する、および④狭義の年金制度に関するものではないが、年金を取り巻く環境条件のうち、育児世代の育児費用軽減のために住宅取得費用を低減する必要があり、そのためには土地税制の改革が必要である、⑤内外価格差の是正によって賃金及び年金の購買力を引上げる必要であると、考える。

①は、OECD の対日家族政策勧告においても指摘されている事項であり、第 I 節で扱う。②は、現在、OECD 作業委員会において検討中の事項であり、第 II 節で論ずる。③はこれまで年金関係の審議会や研究会ではほとんど論じられてこなかった問題であり、第 III 節で論ずる。④についての第 IV 節、⑤についての第 V 節はこれまでの次世代育成支援政策をめぐる論議のなかでは、全く言及されていなかったものである。最後の第 VI 節では、「年金制度における少子化対策」とは直接には結びつかないが、少子化対策を論ずる際に考慮されるべきその他の重要論点を、補論としてまとめておいた。

なお、第 3 部の研究に協力してくれた三人の若い研究者による寄稿を補論として加えておいた。以下にその要約を記しておく。これらは、直接に「年金制度における少子化対策」を論じたものではないが、広義の少子化対策を考える場合に参考になるであろう。

補論 1 大矢奈美・岡田真理子「少子化対策に関する文献サーベイ～ファミフレ施策と直接費用軽減による子育て支援～」

我々は、昨年度、出産・育児支援に関する国内外の実証分析およびファミフレ施策に関する文献サーベイから、効果が大きいとは言えないものの各種の支援策が出産促進に寄与していることが明らかにした。今回は、ファミフレ施策に代表される「仕事と子育ての両立支援」、つまり出産・育児による機会費用の軽減策と、児童手当や出産一時金などの支給や税制上の優遇措置を通じた直接費用の軽減策の二つの側面から、有効な支援策とは何か、効率的な運用とはどのようなものかを既存研究の整理を中心に検討した。

ファミフレ施策については、有効なファミフレ施策とは何かを探るとともに、名称の認

知度にもかかわらず企業におけるファミフレ施策が実効性をあげていないのは何故かを考えた。その結果、柔軟な労働時間管理の重要性が浮かび上がった。しかし、この分野に関する研究は乏しく、政策としての企業への説得性に欠けてしまう。同様に政策を説得的に説明する研究成果の不足、企業の姿勢によって政策と施策が分断されてきたことが、ファミフレ施策の実効性を欠いてしまった大きな要因であることを指摘した。今後、少子化対策としてファミフレ施策が効果を持つためには、政策と施策のリンクを密にすることが重要になる。

一方、直接費用の軽減策については、各国の租税制度などによる金銭的支援策を概観した。その中で、子育てを支援するような租税制度の見直し、つまり児童に重点をおいた税額控除への移行、児童手当の拡充などの必要性について言及した。より明示的な少子化対策としては児童手当の拡充が望ましいが、その際には子供は社会全体で育てるという意識を国民全体が持つためにも、所得制限がない形にすること、児童手当に限定せず広く住宅コストの軽減なども含めた家族給付を検討すべきであることを主張した。

このような形での家族給付の支給や子育てに関する税額控除の充実は、仕事と子育ての両立を望む家族に対し保育等の外部サービスの購入を可能にすることから、ファミフレ施策とも連動した両立支援策ともなる。

つまり、これらはそれを単体の政策として導入したのでは効果の薄いものとなってしまう。ファミフレ施策を考えるにあたっては政策とのリンクだけではなく、租税制度なども含めた、それを支える制度全般とのリンクを考え、効果的な政策の組み合わせとはどのようなものなのか、慎重に判断する必要があるだろう。

補論2 四方理人「晩婚化・非婚化と女性の経済的地位～パート・フルタイム賃金格差と結婚のタイミング～」

わが国では、出生率低下の要因のほとんどが、有配偶率の低下すなわち晩婚化と非婚化によって引き起こされている。本稿では、パートタイム・フルタイムの賃金格差が結婚のタイミングを遅らせる一要因になっているのではないかと考えて分析を行った。

結婚は、結婚後のライフコースを考えた上で選択されると考えられる。日本においては、結婚した女性のほとんどが出産を経験し、未婚女性のほとんどが結婚した場合子供を持つことを予定している。しかし、多くの女性が結婚・出産後無業となるが、その就業を中断した女性が再就職を行う場合主要な就業は賃金の低いパートタイム労働となる。相対的に賃金が高い正社員の未婚者にとって、結婚後パートタイム労働を行うことは経済的な損失となると考えられる。パートタイム労働の賃金は、地域ごとの労働市場の需給関係で決定されていると考えられる。そして、県別のパートタイム・フルタイム賃金格差と未婚率は相関関係にあり、パートタイム・フルタイム賃金格差の大きい地域に居住している者ほど、結婚のタイミングが遅れるのではないかと考えられる。本稿では、「消費生活に関するパネル調査」の個票データを用いて、初職や学歴をコントロールした上で地域ごとのパートタ

イム・フルタイム賃金格差が初婚確率に影響を与えるかどうかを、比例ハザード分析を用いて分析した。また、多くの者が出産時に離職することから、パートタイム・フルタイム賃金格差が出産に影響していることも考えられる。初婚の分析と同様に、結婚から出産までの期間を対象とし、出産確率を比例ハザード分析によって分析した。

分析結果としては、パートタイム・フルタイム賃金格差は、初婚確率に負の影響を与えることがわかった。よって、パートタイム・フルタイム賃金格差が大きくなるほど、結婚のタイミングが遅れることとなる。また、出産確率に対しては、パートタイム・フルタイム賃金格差は影響していない。結婚がライフコースの選択として捉えられており、出産や再就職を考慮して、結婚の選択が行われているのではないかと考えられる。

以上の分析結果から少子化対策としては、パートタイム・フルタイム賃金格差の縮小を目指すことが考えられる。しかし、そのことが政策として困難である場合、非正規労働者に対する年金権の拡張やパーシャル・キャリアへの保障措置が有効となるであろう。

第四部 人口減少・少子化社会の動向と政策展開

手塚和彰

第1章 ドイツの家族・社会保障政策と少子化対策

1 はじめに

少子高齢社会の到来は、日本もドイツも同様な状況にある。高齢化は長寿の結果であり、先進国はみな同様な展開を見せており、少子化に関しては、先進国においては際立った相違がある。主要国をとっても、相違はかなり大きいが、しかし、途上国と比べても合計特殊出生率で見ると、2.0を超えてる米国（2.06）を除き、そのほとんどが2.0以下である。しかし、2002年度だけを見ると、日本の1.32やドイツの1.34に比して、他の西欧諸国はかなり高い。1.88を有するフランス、1.75のノルウェイ、一時より下がったとはいえ1.65を有するスウェーデンなどが注目されるところである。

これらの国は、家族政策の上の一定の成果だと解されている。

とりわけ、女子の職場進出、男女の参画社会の進展とともに、育児に対する施策が進んでいたと評価されている。

特に、一時的には、合計特殊出生率が1.61（1983年）まで下がったのを、少子化対策をとることにより、一時は2.14（1990年）まで回復し、注目を浴びたスウェーデンの例があるが、この国が、高福祉高負担の福祉国家で、この中の将来の負担を支える次世代育成策がとりやすかったこと、さらには、日本と異なりわずか人口900万にん足らずの小国で、政策の効果がみやすいことなどが指摘できるが、この点での優れた分析¹があるので、それに譲ることとし、本章では、少子高齢化の途をたどりつつある日本とドイツの政策の検討を中心に行なう。

これに対し、ドイツと日本は第二次大戦以前の国家主義的な家族政策に対する反省もあり、家族政策を採らなかつた遅れもこうした出生率の低下に拍車をかけることになった。以下、本稿ではドイツでもっとも家族政策においては遅れていたとされるバイエルン州の最近の動向を分析し、全ドイツ、日本との間での比較を行う。

我が国と異なりドイツは、家族の保護を憲法上規定し、「婚姻及び家族」を保護することとし（基本法6条）、他方、州レベルでも「婚姻及び家族は人間社会の、自然かつ道徳上の基礎である」（バイエルン憲法124条）などと規定されている。

たとえば、税制上いわゆる配偶者分割（Ehegattensplittung）で、配偶者の合算課税により、有利な税率を適用している。他方では、法定疾病保険において、家族の保険料を免除して被保険者としていることなどである。こうした家族の世代間での協同は、社会的に拡大され、年金、介護などの領域で、就業者が後年世代を支えることになる。

しかしながら、二つの理由から、ドイツ社会は変貌をとげて、家族保護の意味が変化し

ている。その一つは、ナチス時代以降の家族を絶対的なものとし、子どもを生むことを強制した過去の歴史の結果、第二次大戦後も結婚、子どもを作ることは自由という社会の規範を生み、結局、少子化対策が遅れたことがある。その延長上に、育児の保障、さらには働く親のもとの子どもに対する保育の推進が北欧など、他の西欧諸国より遅れ、急遽これらの政策を見直すこととなった。

第二は、北欧などとの比較でも顕著なのであるが、非婚・婚外子が、少なく、かつ保護に欠けたことがあげられる。

こうした遅れを取り戻すべく、育児休業や保育の促進、さらには、以下に述べるように、家族政策の見直しと、年金、介護などを含み、子供のいる親・保護者への優遇措置をとることになっている。本研究では、ドイツの連邦の施策とバイエルン州での施策に関して分析する。²

2 バイエルンの子育て支援を中心とする家族政策の進展

バイエルンでは、幼稚園(Kindergarten)ですら、3歳から6歳児の27人に一人というところもあり、7~9人に一人が入園しているドイツ全体の平均よりもひどいという。これと半日だけのものであり、1日中預けられる保育園 (Kinderkrippe) 式のものは極めて少ないという。

この背景には、バイエルン州が最も保守的な家族観を最近まで持ち続けてきたこともあり、最近連邦での子育てを税、社会保障に反映させるべきとの連邦政府の政策、さらには憲法裁判所判決を反映させたものであるが、バイエルン独自にこれを上回るものをという同州労働・社会・家族・女性省を率いる同省大臣のクリスタ・ステヴェンス女史以下の熱意で転換を図っているという。しかし、同じEU内にあってフランスの出生率の高さは、その基本的な施策が保育等の育児援助にあったこと、バイエルンでも18歳未満の子供を持つ婦人の就業率の方が、子供を持たない婦人より高いという現状と、その比率が1998年以降上昇しつつあること(18歳未満の子供を持つ婦人就業率69%, 2%は、子供を持たない婦人の就労率64%、婦人全体の就業率60%, 9%よりも多い。2001年)からバイエルンでも大いに反省点として、基本的な家族政策の転換が図られた。

その基本理念は

- ① 州の財政的子育て支援
- ② 児童の世話 (Kinderbetreuung)
- ③ 子供への思いやり (Freudlichkeit)

であるとされる。

①に関しては、育児手当はじめ連邦の水準に上乗せをしている。

週30時間未満の労働をしているに対しても給付を拡大している。さらに州育児手当法は連邦の2年までを3年までに延長した。

②に関しては、子供の世話は、次のものからなりこの 5 年間(2002 年から 2006 年)までの間に 30000 箇所を設置予定。

i 3 歳児未満に関しては、保育園 (Kinderkrippe)、保育ママ (Tagesmutter)、保育パパ(Tagesvater) 毎年 1000 箇所を設置予定。

ii 学童(6 歳以上)に関しては、託児所 (Horte)、学校での学童の世話毎年 5000 箇所を設置予定。

これらは、州と自治体 (Kommunen) とで半額ずつ負担するが、自治体への財政処置として、この 5 年間に 1 億 1 千 2 百億ユーロを州は補助する。

この結果、3 歳未満の子供のための施設は 2001 年の 12、750 箇所から、2006 年には 17、926 箇所へ、6 歳から 10 歳までの子供のための施設は、2001 年の 66、148 箇所から 2006 年には 76、148 箇所へと増える。

10 歳から 16 歳までの世話施設は、17、000 箇所から、32、750 箇所へと増やすという。このほか 3 歳から 6 歳までの幼稚園は、約 37 万 100 人分が不足しているとの予測で拡充を図る。

なお、バイエルンでは、保育所 (Kinderkrippen)、幼稚園 (Kindergarten)、託児所 (Kinderhorte) の区分がある。

i 保育所は、3 歳未満の子どもを預かり、教育資格を持つものの年齢に応じた個別の養育を受ける。

親は子どもをこれになれる準備をする。これは、自治体が運営する。

ii 幼稚園は、3 歳児以降の子どもを小学校入学まで、家族を補い教育する施設で、居行く機関として、バイエルン州では幼稚園法により制度化されている。教育方針は子どもの全人格的発展に置かれる。親と幼稚園側の情報交換はもとより親の連携は不可欠である。

幼稚園については、さまざまな運営の方針を持つ組織 (Montessori, Reggio, Fr?bel, Waldorf など) が存する。

iii 託児所は学童に対し、親を中心に自らの責任で、共同で教育、世話をするものである。学童へのフレキシブルなやり方を地域、自治体の独自性を追求しつつ行う。男児、女児の差に配慮する。社会教育的な配慮を行い、専門家と親との協力により運営する。子どもの意見も取り入れつつ運営を行う。各自治体は、子どもフォーラム、子ども専門員などを設けこれに当たる。学校との連携は重要である。これらに関しても、自治体が運営に当たる。

iv その他母親センターを設け、母親の育児の相談や援助を行っている。

③に関しては、親子への補助・援助のありかた、親子・育児相談所の設置、男性への育児への協力推進、企業への子育て支援の要請などが推進されつつある。とりわけ、中小企業での子育てへの援助推進はニュルンベルク地区から始まり、目下州全体にこの動きを広げたいとのことである。

これ以外に、1993 年以来「子どもネットワーク」(Netz f?r K?inder) がある。これは、12 人から 15 人の子どもの世話、配慮をするため、2 歳から 12 歳の子ど

もと一緒に受け入れ、このうちの子どもの母親もしくは父親が、面倒を見る。これには州や市町村の補助がある。その責任は、母親センターや福祉団体などの既存の施設ないし自治体が負う。

3 医療、年金保険における育児期間、家族関係の優遇措置（連邦レベル）

疾病保険には子どもを含む家族が加入する家族保険のような形をとる。

年金保険に関しては、保険料支払い義務は稼得が終了した時点で、終わる。廃疾（勤務不能）の場合や失業の場合にもこれが当てはまる。

しかし、本テーマとの関係では、1986年の年金改革で採用され、1992年に改善がなされた育児期間の優遇策がある。

その内容は、1992年以降生まれの子どもを3歳までの間、母親が育児した期間についてはその三年間を保険料納入期間として算入するというものである。父親に関しても、その旨の夫婦での意思表示があれば、2ヶ月前までさかのぼって参入可能となる。しかし、育児休業を取得する場合を想定はしていない。

育児期間の参入は、2001年後期からは月額35ユーロの保険料を1992年以降生まれの子ども一人当たり（複数の子どもについてはその倍数だけ）3年間の育児期間に参入する。

1992年の年金改革では、10歳までの期間を考慮期間としている。

4 児童手当ならびに税金上の子ども扶養控除

1996年以来児童手当と所得税の控除が子どもに関して実施された。

児童手当は、第1子154ユーロ、第2子154ユーロ、第3子154ユーロ、それ以上の子に関しては179ユーロとなっており、子どもが18歳になるまで支給される。18歳以上の子に関しては、その子が職業訓練中であるか、一定の所得限度以下の場合に支給される。児童手当は、居住ないし、在留している地域の労働局の窓口で申請する。

所得税上子育ての控除は、最低限度額未満の所得について認められる。

子ども一人当たり、

課税最低基準 3,648ユーロ

子どもの世話、育児、教育について 2,160ユーロ

合計課税最低限 5,808ユーロ

①連邦育児手当法

連邦育児手当（das Bundes erziehungsgeld）とバイエルン州育児手当（das bayerische Landes erziehungsgeld）は2001年12月31日以降に生まれた子どもに適用される。

両親は、① 子どもを自ら育て、教育する場合で、② 子どもへの養育が同一家計にあ

る場合で、③ 週30時間以上稼動していない場合 ④ その住所ないし常居所をドイツ内に有し、⑤ 一定所得を超えない者であれば、支給される。

子どもが、養子縁組により養育される場合、あるいは、継子に関しても支給される。

連邦育児手当は2歳未満の子どもにつき1ヶ月307ユーロである。いわゆる清算払い式の(budgetiertes)児童手当は1歳になるまでの期間、月460ユーロ支給を求めることができる。この場合2歳になるまでの児童手当は支給されない。

所得制限 育児形態	子どもの生まれた年の最初の 6ヶ月間の所得	子どもの生まれた年の7ヶ月目から 24ヶ月までの所得
両親婚姻相当のペア 一	51, 130ユーロ	16, 470ユーロ
単身者	38, 350ユーロ	13, 498 ユーロ
第二子以下について の追加支給	2001年2, 454ユーロ 2002年2, 797ユーロ 2003年3, 140ユーロ	右と同じ

(子どもの誕生日により額等が決まる)

最初の6ヶ月間の所得制限を超えた場合には、なんら児童手当が支給されない。7ヶ月以降の所得制限を超えた場合には、育児手当が減額される。出産給付その他の給付は児童手當に参入される。

州レベルでの児童手当措置

バイエルン州では3歳になるまで児童手当を支給する。ただし、2000年12月31日までは、育児休業の手当て保障としてなされる。

手当て支給要件は連邦と同様であるが、親の側は少なくとも24ヶ月バイエルンに滞在していたことが要件である。

親の国籍は、EU加盟国及び欧州経済地域（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェイ）の国民であることが要件である。連邦社会裁判所は、2002年1月、ヨーロッパ裁判所の判決を引用しつつ、トルコ国籍のものについても、欧州経済共同体との提携協定により、州児童手当の請求権が存することを確認した。

バイエルン州児童手当は、第一子、第二子、月256ユーロ、第三子以下に関しては307ユーロを子どもが3歳になるまでの期間に12ヶ月間支給する。養子、里親にも適用がある。連邦法同様の（7ヶ月以降の）所得制限がある。9歳未満の子どもの実の親が、養育権を有しない場合、他の一方の親の同意を受けて手当てを受けることができる。これに関する管轄は、扶助及び家族促進局(?mer für Versorgung und Familienförderung)がこれを担当する。

その他の要件としては、①主要な住所、または常居所が子どもの出世以後15ヶ月以上の期間バイエルンにあること（居住要件）

②右の居住要件は、2001年1月1日以降生まれの子どもについては、同一家計の中で養育し、育児する子どもに対し、特に配慮が必要な場合で、就労しないか、フルタイムでない就労つまり、週労働時間が19時間を超えない範囲での就労詩化していない場合には居住要件は12ヶ月とされる。

③2001年1月日以降の子どもに関しては、ドイツ国籍を有する者ないしは、EU、欧州経済領域（EWR）の国籍の子どもに関しては、就労時間は週30時間以内であれば受給できる。それ以外の外国人に関しては、最低8年間ドイツに滞在許可を有して住所を有し、子どもの出生時に滞在承認なし無期限の滞在許可を有している場合には、③と同様の条件が適用される。

④親、保護者が病気、障害など困難な場合には、要件について緩和されている。

⑤一定以下の所得などで、社会扶助、住宅援助を受けているものについては、この給付と併給する。

4 育児休業

従来の育児休業（Erziehungsurlaub）は、2001年1月生まれのものから、変更され、Elternzeitと変わった。

この名称変更は、育児は夫婦の双方が責任を持つことからこの点を強調したものである。子供を育てる以下に掲げる要件を満たす親は、3歳になるまでの間、生業から解放される（養子の場合はその後に關しても可）。

- ① 子どもを、同一家計内で自ら育て、教育する。
- ② 使用者に対し、所定の書式（やり方、様式、内容）で請求を行うこと。
- ③ 週30時間以上稼動していないこと

両親は同時に請求をなしうる。両親は双方共同で三歳になるまでの間、両親時間を取れる。両親時間は、両親の間で分割できる。両親時間は、使用者の同意があれば、子どもが満8歳になるまでの間に、遅らせて、24ヶ月までとることができる。

両親時間はその開始前、遅くとも8週間前までに請求できる。この請求に関しては解雇制限が保障される。

一定の条件があれば、使用者に対し短時間就労に転換することを求める法的権利を有する。両親期間中、使用者の同意を得て、短時間就労に関しては、他の使用者の下で、あるいは自営をすることができる。使用者は、これへの同意を緊急の経営上の理由がある場合には4週間以内に書面を持って拒否できる。

両親はその間、疾病保険の被保険者の地位を保持できる。

育児手当は、法定疾病保険の保険料に影響を及ぼさない。

¹ 井上誠一『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析』（中央法規出版、2003年）第3章参照。

² バイエルン州の最近の分析としては、Stastiticsinstitut fur Familienforschung an der Universitat Bamberg, ifb-Familienreport Bayern 2003 があり、基本的なデータについては、同研究所の統計版”Tabellenband”がある。以下、言及がないデータはこれらによっている。

第2章 子育て中の親と子どものない者の社会的公正・公平—最近のドイツ憲法裁判所判決を契機に

1 はじめに

2001年4月3日にドイツ連邦憲法裁判所は、同日付の4つの判決¹で、介護保険法が憲法違反であるか否かの判断を行っている。その第一事件（1BvR 2014/95）は、介護保険が公的介護保険と私的介護保険によっているドイツでは、一定限度額以上の収入のある者は被用者であり、自営業者や経営者であれ、私的疾病保険：補足疾病金庫の被保険者となるが、疾病保険の私保険者は同時に、私的介護保険の被保険者となっている。その結果、私的介護保険の被保険者は、公的介護保険の被保険者より保険料が高いという結果となった。これに対して、こうした私的保険への加入を国が強制するのは、憲法上、一般的な行動の自由（人格権の自由な発展、基本法2条1項）を侵害しているもので、立法者は介護保険の根拠となる社会保障は、国民全体が加入する公的国民保険によるべきだという主張であった。

しかし、国民すべてをカバーする国民保険を今後立法する方向を考えることはありうる²が、従前の介護保険の制度は基本法74条1項に定める立法者の法制定権限の範囲内であるとされ、違憲抗告は認められなかった。

第二事件（1BvR 81/98）は、介護保険はその保障範囲を疾病保険と異なる基準においているが、立法者が介護保険と疾病保険（公的、私的）の保障の存在を基本に介護保険における保険加入義務を規定していることについては疑いがない。それゆえ、立法者が、国民保険を導入する場合にあっても同様に、保障の必要な者を疾病保険上の保障なしに、介護保険法上の保障からも閉め出すことは、一般的な平等権に反するものである。この点についての、憲法に適合する法的正は、2001年12月31日までに行われなくてはならない。

第三事件（1BvR 1629/94）が、本稿で詳しく論ずるものであるが、介護保険の保険料に関して、子どもや被扶養者の家族は介護保険料の支払いを免れているものの、子どもをたくさん育て、教育している被保険者と、子どもを育てることなく、教育をしていない被保険者と保険料率が同額であることが憲法上の平等原則に反するのではないかというものであったが、基本法3条1項所定の「法の下の平等」（Gleichbehandlung）規定違反として、これを認めた。この基本法違反の点に関しては、2004年12月31日までに是正のための立法措置を行うべきというものであった。

第四事件（BvR 1681/94）は、私的疾病保険加入者が公的疾病保険にも加入できる余地の認められている現在では、公的介護保険と私的介護保険との間の保険料の差があることは、なんら憲法違反ではない。基本法3条1項は、公的介護保険と私的介護保険と保険料を同等に定めることまでは要求していない。子どもを養育し、教育している被保険者に対する考慮は私的介護保険では奨励金制度でなされており、これによって目下のところは合憲であるといえる。

2 第3判決の概要と法的公正・公平

第三事件判決（連邦憲法裁判所、2001年4月3日 第一部判決—1 BvR1629/94）の概要は以下のとおりである。

事実は以下のとおりである。

抗告人は、1982年から1995年の間に生まれた10人の子どもを育てる父親で、自営業者（ハンブルク在住音楽家）として、公的疾病保険と介護保険の被保険者本人である。妻は、なんらの職業にもついておらず、妻と子どもは家族被保険者として被保険者となっている。

抗告人は、介護保険法54～58条ないし60条により決められている保険料が、基本法2条、3条および6条に違反し、かつ、法治国家、社会的国家原則に反する。また、立法者は連邦憲法裁判所1992年7月7日判決（BverfGE 87,1=EuGRZ1992,308）により認められた国の義務に反する、として抗告した。

1 介護保険法の制定に際しては、ドイツにおける家族への財政上の負担軽減による改革の措置により実現するという要請から、連邦憲法裁判所の前記1992年判決により義務付けた、家族間での介護の負担の移転を困難にしているというものであった。将来の介護保険の保険料負担は、親がその担い手としての子どもを相当なコストを支払って育てていることによって保障されているのである。子どものない者（Kinderlosen）と比べて、彼らは子どもの養育によって財政的には極めて不利な状況にある。

今日の税制システム上では、子どもはそれぞれ経済的な利便を、なんら自ら有することはないことを意味している。

2 判旨1 子どもを育て、教育し、その上に現金保険料ならびに賦課金により運営される社会保険を機能させるための一般的な保険料を支払う介護保険の被保険者が、子どものいない被保険者と同額の介護保険料の支払い義務を負うこととは、基本法6条1項と関連し、基本法3条1項と相容れない。

判旨2 上記1で論じた社会法典11篇の規定は、遅くとも2004年12月31日までに、新たな規定に置き換え、適用をなすことができる。

判旨3 ドイツ連邦共和国は抗告人（Beschwerdeführer）に対し、必要な出費を返済しなければならない。

理由

A 本憲法抗告は、公的介護保険に対する保険料算定に際して、子どもを養育し、教育していることに対し、なんらの考慮をしていないことに対し異議を申し立てるものである。

介護保険の財政は、1994年5月26日制定の社会法典11篇54条から68条により定められており、これは介護のリスクの社会的な保障をなしている（介護保険法）。同保険は、保険料（同法54条）により運営されている。保険料に関しては、54条以下61条に規定されている。

1 保険料は介護保険の加入者から徴収される（同法 54 条）。家族は、社会法典 11 篇 54 条 2 項所定の家族保険期間については、社会法典 11 篇 25 条により保険料の支払いを免除され保険の適用となる（同法 11 篇 56 条 1 項）。

ほとんどの被保険者は公的介護保険の、一部は私的医療保険会社の被保険者であり、介護リスクをその保険の被保険者としてカバーしている（私的介護保険）。

介護は、少なくとも 6 ヶ月以上の期間、日常生活を過ごすのに、身体的、精神的、心的な障害があり、相当程度ないしは、高度の助けを必要としている者を、要介護者としている（同法 14 条 1 項）。

1995 年には、公的介護被保険者は 7、190 万人（1999 年：7、150 万人）、私的介護保険被保険者は 791 万人（1999 年 823 万人）であった。

要介護者は、1999 年末には、182 万 6 千人で、その内 128 万人が在宅、54 万 6 千人が施設での要介護者であった。1997 年 6 月 30 日現在、介護保険の下での要介護者は、60 歳以下人口の 20 % より少なかった。要介護の場合の給付はすべての者に統一的に決められている（28 条以下）。介護等級によって在宅介護の場合の現物給付は 750 マルク 1800 マルク、2800 マルクとされている。現金給付については 400 マルクから 1300 マルクである。また、完全施設介護の適用がなされた場合の給付額は 3300 マルクである。

2 介護保険法の施行までは社会保険法上、要介護の保障は部分的であり、その圧倒的な部分は在宅介護であった。とはいって、年々介護費用は増加し、現在では介護保険料を増額せざるを得ない。これを、たとえば夫婦と、子ども二人の 4 人家族で、介護保険料を負担する家計と、夫婦だけの家計と比較すれば明らかに子どもの養育、教育の費用を考えれば家計の負担における差がある。

こうした考慮のうえで、当裁判所は立法者に、子どもを養育し、教育している公的介護保険の被保険者に対し、保険料を軽減する義務を果たさなくてはならないと判断したのであった。

3 本判決の意義とその結果

この結果、2004 年 9 月に連邦議会に提出された介護保険法改正により、子どものある介護保険被保険者は、0、5 % 低い保険料率を適用することとなった。

このように、子どもの養育を介護保険料の多寡に反映させるという考え方は、今後、他の社会保険に波及しないのであろうか。とりわけ公的年金は介護以上に次世代がこれを支えるという原理があり、この点での議論が出始めている。日本でも参考とするべき点が多いが、これらを含み詳細な検討を行ないたい。

¹ 四判決は以下参照。EuGRZ 2001, S.165ff.

第五部 「育児に対する経済的支援に関する意識調査」の詳細分析

橋爪幸代（上智大学法学研究科）

第1章 調査の概要

1 調査の目的

近年の急激な少子化の要因の一つとして、育児に対する経済的支援の少なさが挙げられている。このため、育児に対する経済的支援の必要性、具体策、年金制度における対応等を研究する必要がある。

本調査は、このような問題を背景として、平成15年度において行われた育児に関する既存の意識調査の検討を基に、育児に対する経済的支援に関する意識を調査することを目的としている。

2 調査の対象

（1）対象地域

①地域

表1－1

	北海道	東北	関東	京浜	甲信越	北陸	東海	近畿	阪神	中国	四国	九州	総数
総数	64	101	296	145	71	35	168	128	91	77	51	161	1388
(%)	4.6	7.3	21.3	10.4	5.1	2.5	12.1	9.2	6.6	5.5	3.7	11.6	100

②市郡規模

表1－2

	14大都市	その他の市	町・村	総数
総数	320	775	293	1388
(%)	23.1	55.8	21.1	100

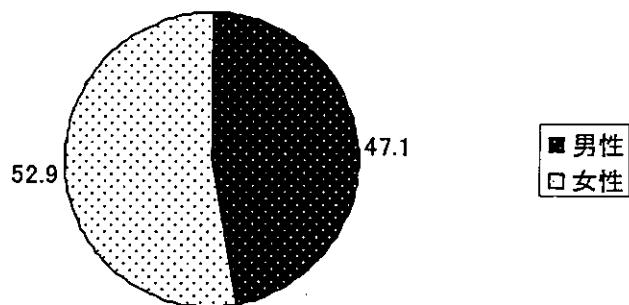
（2）対象者

①性別

表1－3

	男性	女性	総数
総数	654	734	1388
(%)	47.1	52.9	100

図1-1 調査の対象(性別)

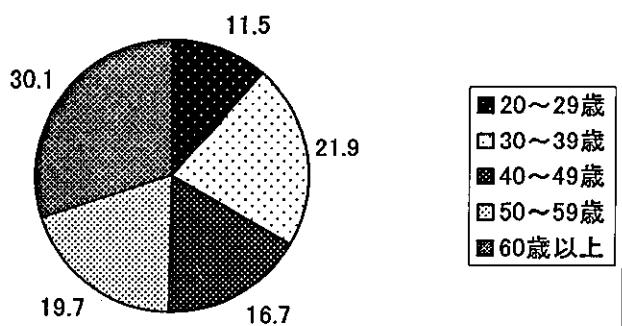


②年齢

表1-4

	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数
総数	160	304	232	274	418	1388
(%)	11.5	21.9	16.7	19.7	30.1	100

図1-2 調査の対象(年齢別)



③性・年齢

表1-5

性別	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数
男性	66	131	100	119	238	654
(%)	4.8	9.4	7.2	8.6	17.1	47.1
女性	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数
総数	94	173	132	155	180	734
(%)	6.8	12.5	9.5	11.2	13	52.9

④学歴

表1-6

	中学	高校	大学	不明	総数
総数	223	710	450	5	1388
(%)	16.1	51.2	32.4	0.4	1388

⑤職業

表1-7

	農林漁業	商工サ一ビス業	事務職	労務職	管理職 自由業	無職の 主婦	学生	その他 無職	主婦・そ の他無 職(計)	総数
総数	36	155	263	304	35	340	23	232	595	1388
(%)	2.6	11.2	18.9	21.9	2.5	24.5	1.7	16.7	42.9	1388

第2章 調査結果及び分析

1. 家族の状況

(1) 子どもの有無

全体（表2-1、図2-1）として、子どもを有する家庭が全体の76.3%を占めている。

市郡規模別に見た場合（図2-2）、市郡規模が小さい町村ほど子どもを有する家族が若干多い傾向にある。

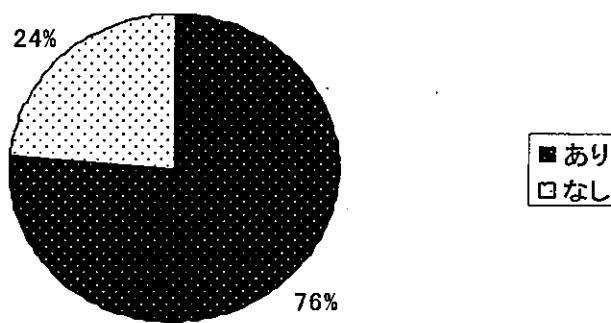
学歴別に見た場合（図2-7）、高学歴になるほど子どもを有する家族が少ない傾向にある。

①全体

表2-1

	あり	なし	総数
総数	1059	329	1388
(%)	76.3	23.7	100

図2-1 子どもの有無(全体)

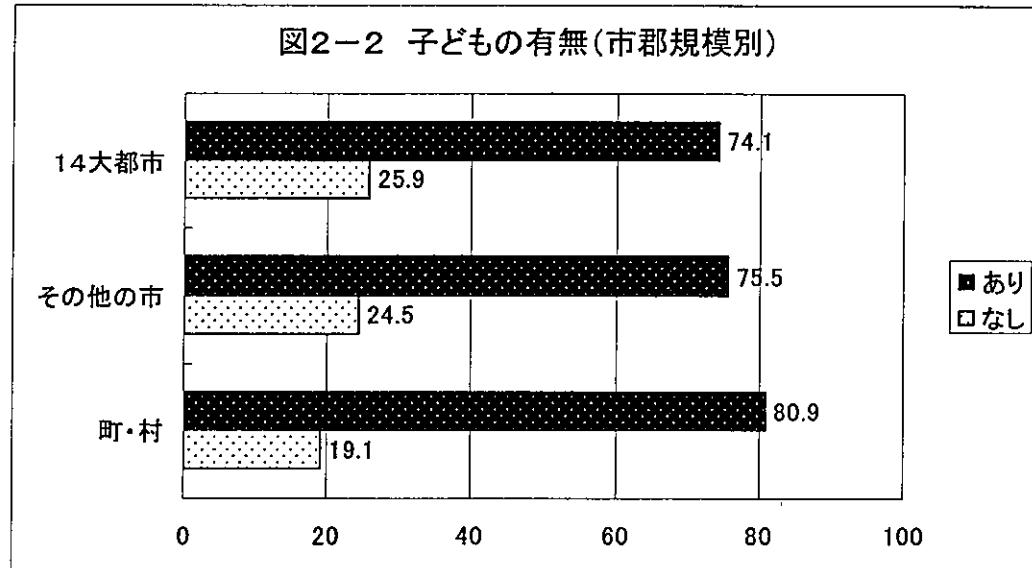


②市郡規模別

表2-2

	あり	なし
14大都市	237	83
(%)	74.1	25.9
その他の市	585	190
(%)	75.5	24.5
町・村	237	56
(%)	80.9	19.1

図2-2 子どもの有無(市郡規模別)



②性別

表2-3

	あり	なし
男性	466	188
(%)	71.3	28.7
女性	593	141
(%)	80.8	19.2